

乳がん検診（超音波）実施要領（集団検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、乳がんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、集団検診実施事業者（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する乳がん集団検診（超音波）（以下「超音波検診」という。）業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する30歳代の女性（以下「受診者」という。）とする。ただし、年齢は当該年度3月31日時点の年齢とする。

2 検診回数は、同一人につき2年に1回とする。

（実施人員）

第3 検診の人員については、検診車1台につき約60人を上限とし、施設の収容人数により安全に実施できる人数とする。

（実施期間）

第4 超音波検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（実施日時）

第5 この検診の実施日及び実施時間については、甲が計画し、乙と協議のうえ決定する。

（検診費用）

第6 乙は、検診費用として受診者から600円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

（検診取扱い者）

第7 この検診は、乙に所属する一般社団法人千葉市医師会会員である医師が行うものとする。

2 この検診に従事する者は、別に定める「千葉市乳がん（超音波）検診参加要件」を満たす者とする。

（受診券及び検診票の配布）

第8 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付し、実施日及び実施会場を通知する。

2 甲は、乙に対し、「乳がん検診票（超音波）」（以下「検診票」という。）を配布する。

（検診方法）

第9 受診者は、受診券を甲から受け取り、乳がん集団検診会場に持参し、検診を受けるものとする。

2 検査項目は、次のとおりとする。

（1）問診（現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等）

（2）超音波検査

ア 乳房超音波検査機器は、日本乳腺甲状腺超音波医学会の定める仕様基準を満たす機器であること。

イ 検査法は日本乳腺甲状腺超音波医学会の定める手技に基づき行う。

ウ 両側乳房について、超音波診断装置で乳房全体をモニター診断する。

エ 異常所見がない場合は、左右の最適と思われる画像を1枚以上記録する。

オ 異常所見がある場合は、最低限、異常部位の最大断面とそれに直行する断面の2方向の画像を記録し、さらに異常の評価に必要なと思われる画像を追加記録する。ただし、のう胞については1方向の画像の記録でよいものとする。

カ 超音波の所見は、乳房の左右ごとに記載する。

キ 読影・判定は十分な経験を有する医師によって行うことを原則とする。

ク 読影の際、所見に応じて、過去に撮影した乳房超音波画像と比較読影を行う。

(検診結果の判定)

第10 乙は次のように検診結果を区分するものとする。

検診の結果については、問診、超音波検査の読影結果を総合的に判断して、精密検査の有無を決定し、「精密検査不要」及び「要精密検査」に区分するものとする。

(受診者への結果通知)

第11 乙は、検診の結果、前条に規定する「精密検査不要」と判定された者に対し、定期的な検診受診を勧める内容の結果通知を作成し、4週間以内に受診者に通知する。ただし、乙は結果通知を甲に提出することも可能とする。

2 甲は、乙から受け取った結果通知について、受診者に通知するものとする。

3 甲は、検診の結果、「要精密検査」と判定された者に対し、「千葉市乳がん精密検査結果連絡票」を送付し、精密検査実施医療機関において、精密検査を受けるように案内するものとする。

(記録の整備)

第12 乙は、次のように記録を整備するものとする。

(1) 検診受診者の氏名、生年月日、住所

(2) 問診及び検診結果が記載された検診票

(3) 乳房超音波画像

2 乙は、前項各号に定める記録を少なくとも5年間は保存しなければならない。

(委託料の支払い)

第13 この検診の委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(精度の向上)

第14 医師等の検診従事者は、診断技術の向上を図るため、自ら積極的に研修等に参加することとする。

2 乙は、甲から提供された検診結果を活用し、実施する検診の精度管理を行うこととする。

(点検)

第15 乙は、超音波検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備するものとする。

(広報)

第16 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、乳がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第 17 この要領に定めるもののほか、乳がん集団検診の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(事故発生時の措置)

第 18 乙は、事故が発生した場合、適切な措置を講ずるため、速やかに甲に報告することとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 26 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別 紙

千葉県乳がん（超音波）検診参加要件

1 検診機関

（１）検診従事者

- ①検査は乳房超音波検査に習熟したもの、またはその監督下に行うこと。
- ②検査及び読影を行う医師は日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の乳房超音波講習会（医師対象）を受講した医師であること。また日本超音波医学会の専門医又は指導医であること。
- ③検査を行う臨床検査技師は一般社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士（体表臓器）取得し、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の乳房超音波技術講習会（技師対象）を受講した臨床検査技師であること。

（２）検診機器

- ①中心周波数が 9MHz 以上の体表用探触子のある乳房専用超音波診断装置を設置する。ただし、アニュラアレイメカニカルスキャナでは 7.5MHz 以上でよいものとする。
- ②記録装置は静止画像を記録できるものとする。画質の劣化等を考慮すると、電子媒体（DVD、CD、MO、HD 等）によるデジタル保存（DICM、JPEG、BMP、TIFF 等）も併用できることが望ましい。

2 検診内容

（１）体 位

検査を行う体位は仰臥位を基本とする。被験者の体格に合わせて、乳房が胸壁上で水平になるように、検査を行う乳房（肩甲骨）の下に枕を入れる。また、乳房が広がり、扁平となるように上肢の挙上も併用すると良い。

（２）検査法

①装置の設定

ゲインおよび STC は乳腺構造をそれぞれ皮膚（3 層構造）、皮下脂肪層、乳腺組織、後脂肪層および大胸筋が明瞭に区別できるように調節する。

②走査方法

超音波ビームが皮膚に垂直に入るように、探触子をいつも垂直に当てる。走査する方向は、横走査、縦走査、放射状走査、回転走査等があるが、必ず二方向で走査し、少しずつオーバーラップするようにして隙間をつくらないようにして見落とし部分のないように検査する。探触子の走査スピードは、見落としないようにゆっくりと動かす。

③記録方法

異常所見がある場合、異常部位の最大断面とそれに直交する断面の二方向は最低限

記録（静止画像の写真およびデジタル保存）する。さらにその病変を評価する際に必要な画像があれば、適宜追加する。ただし、のう胞については一方向の記録でよい。

3. 判定基準

「乳房超音波診断ガイドライン」日本乳腺甲状腺超音波診断会議編に準拠して判定する。